

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀 2 丁目 6 番 33 号
株式会社 オ ナ ミ
代表取締役社長 清 水 正 次 郎

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区江戸堀 2 丁目 6 番33号（江戸堀フコク生命ビル 2 階）
当社本社大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知に際し提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.0073.co.jp>）に記載いたしておりますので、本招集通知の添付書類には記載いたしておりません。したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.0073.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年4月の消費税引き上げに伴う反動の影響が長引いているものの、政府の経済政策により企業収益は堅調を維持し、年終盤にはやや停滞感もありましたが、総じて国内景気は緩やかな回復基調となりました。一方、国際経済は、米国の回復は続きましたが、欧州は足踏み状態となり、中国経済は減速、新興国経済の成長は鈍化しました。

この間、当社グループを取りまく経営環境は、全般的な国内景気の回復により荷動きが上昇し、円安傾向により輸出案件、造船関連の荷動きは上向きとなりました。一方で同業者間の競争に加え、円安による資機材の高騰、人手不足による人件費高騰と、依然として厳しい経営環境となりました。

このような情勢のもと、海外事業では昨年9月にミャンマー（ヤンゴン）に支店を開設しました。日系メーカーの現地進出に伴う生産設備や資機材の輸出案件の急増が見込まれ、アジアのラストフロンティアと呼ばれるミャンマーを当社の第2の海外拠点とし、新規事業の開拓を図ってまいりました。その他、輸出好調な自動車産業向けプレス機器の輸出梱包、海上輸送の拡大を進めました。また、国内事業では、昨年4月に3隻目（第三オナミ）の社船を購入し、従来備船で賄っていた案件を社船に取り込み、効率配船により新規顧客の獲得を図ってまいりました。さらに昨年5月に堺事業所において新倉庫（9号倉庫）を竣工しました。この倉庫は大型天井クレーンを設置し、関西では数少ない設備を有しており、他社との差別化により重量物の保管、作業場所の提供、梱包などの需要に応えるべく、受注拡大に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の営業収入は101億16百万円と前期比5.2%の増収となりました。

一方、利益面におきましては、過当競争による厳しい受注環境ではあるものの、原油安による燃料価格の下落、自車・社船の活用及び配車・配船の効率化による輸送コストの低減、作業の効率化による業務改善を推進するなど、収益率改善に向けコストダウンに取り組み、積極的な企業内努力による利益確保に努めてまいりました結果、経常利益は5億200百万円と前期比24.3%の増益となりました。また、当期純利益につきましても、3億36百万円と前期比41.9%の増益となりました。

当社は、当事業年度創立65周年を迎えることができましたことから、1株当たり期末配当金につきましては普通配当金7円50銭に記念配当金2円50銭を加え10円とさせていただきます。

当連結会計年度におけるセグメント別の営業収入の概況は次のとおりであります。

倉庫業、港湾荷役業は、鋼材の入出庫、海外向け自動車プレス機械や大型産業機械の輸出物流が順調に推移したほか、ソーラーパネルの倉庫保管、照明塔の据付作業や清掃工場向けクレーンメンテナンスを受注し、その収入は37億14百万円（前期比6.9%増）となりました。

陸運業は、鋼材輸送に加えて火力発電所向けガスタービンやダムの水門、国内向シールド掘進機の輸送を受注したほか、国内向けフォークリフトの輸送が好調に推移、また北関東地区においては活性炭や送風機・集塵機等の輸送により、その収入は26億93百万円（前期比6.7%増）となりました。

海運業は、船舶用エンジンや造船ブロック、各種プラント機器の国内輸送のほか、震災関連の海上輸送を引き続き受注した結果、その収入は27億54百万円（前期比3.1%増）となりました。

梱包業は、自動車産業向けプレス機器、船舶用エンジン、圧力容器等の輸出梱包を受注しましたが、その収入は6億3百万円（前期比1.2%減）となりました。

これら物流事業全体の収入は97億66百万円（前期比5.2%増）となりました。

その他の事業につきましては、保険代理店収入等が増加したことにより、その収入は3億50百万円（前期比3.8%増）となりました。

セグメントの名称	営業収入	前期比	構成比
物流事業収入	9,766,268 <small>千円</small>	105.2 %	96.5 %
倉庫及び港湾荷役収入	(3,714,174)	(106.9)	(36.7)
陸運収入	(2,693,926)	(106.7)	(26.6)
海運収入	(2,754,320)	(103.1)	(27.2)
梱包収入	(603,845)	(98.8)	(6.0)
その他の事業収入	350,121	103.8	3.5
合計	10,116,389	105.2	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は15億61百万円（リース資産含む）であり、そのうち主なものは次のとおりであります。

- ・堺事業所 9号倉庫新設
- ・向島事業所 第三オーナミ（内航船 総トン数：499トン）1隻

(3) 資金調達の状況

設備投資等に要した資金につきましては、当連結会計年度中に長期借入金8億10百万円を調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別			
	第 88 期 (平成24年3月期)	第 89 期 (平成25年3月期)	第 90 期 (平成26年3月期)	第 91 期 (当連結会計年度 (平成27年3月期))
営業収入(千円)	10,405,136	9,249,029	9,616,999	10,116,389
経常利益(千円)	470,210	323,319	418,773	520,341
当期純利益(千円)	239,165	160,180	237,170	336,644
1株当たり当期純利益(円)	22.85	15.31	22.67	32.19
純資産(千円)	4,777,984	4,875,753	4,887,978	5,209,139
総資産(千円)	9,570,438	9,119,759	9,384,605	10,454,949

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第91期につきましては、前記1.(1)「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、アベノミクス経済政策の継続が見込まれ、今後も様々な景気刺激策が取られていくことを背景に、企業の設備投資意欲は依然旺盛であり、落ち込んでいる個人消費も徐々に回復してくるものと思われまます。ただ、堅調な米国経済を除く海外景気の下振れ懸念は、我が国の景気を下押しするリスクとなります。

当社グループといたしましては、このような情勢のもと、海外事業では昨年9月に開設したヤンゴン支店において、新規顧客開拓の情報収集を進め、ミャンマーを当社の第2の海外拠点とし、海外事業の更なる開拓を図ります。そのほか、自動車産業向けプレス機器の輸出梱包、海上輸送の拡大を進め、造水プラントやゴミ焼却プラントの国際物流にも積極的に参画していきます。また、国内事業においては堺事業所9号倉庫の大型天井クレーンを武器に、他社との差別化による重量物の保管、作業場所の提供、梱包などの需要に応じていきます。海運事業では、3隻の社船体制により、従来備船で賄っていた案件を社船に取り込むとともに、効率配船を行うことにより売上拡大、収益拡大を図っていきます。機工分野においては、官庁向橋梁補修工事等、公共事業への参入並びに民間向け機械・プラント等のメンテナンス・据付・解体等により受注拡大に注力してまいります。加えて本年は、中期3カ年経営計画「ATTACK130」の2年目となり、最終年度の目標である連結売上高130億円、同経常利益6億円達成に向け全力で取り組んでまいります。今後とも自車・社船の活用、配車・配船の効率化を行い外注費等の変動費を削減するなど全社的にコストダウンを推進し、収益の向上と経営の安定化に最善の努力をいたす所存でございます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年3月31日現在）

①親会社の状況

会社名	資本金	親会社が有する当社株式(持株比率)	主要な事業内容
日立造船株式会社	45,442百万円	41.7%	環境装置、プラント、機械及び原動機の製造

- (注) 1. 日立造船株式会社は当社株式4,377千株（同社連結子会社所有株式20千株を含む）を所有し、当社に対する議決権比率は42.0%となり、取引状況等により日立造船株式会社は当社の親会社に該当いたします。
2. 平成26年4月1日付で、日立造船株式会社はアタカ大機株式会社を吸収合併し、アタカ大機株式会社が所有しておりました当社株式（280千株）が日立造船株式会社へ加算され、持株比率が2.7%増加しました。
3. 当社は、親会社に対し製品の輸送、通関、梱包及び付帯する業務を行っております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大浪陸運株式会社	15,200千円	100.0%	自動車運送業
株式会社オーナミSBS	10,000千円	51.0%	活性炭等の国内輸送事業
欧那美国際貨運代理(上海)有限公司	500万人民币元	100.0%	国際貨物運送代理業

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業目的	内容
倉庫業	倉庫業法に基づく鋼材、鉄鋼製品の出入庫、保管及びはい替作業
港湾荷役業	港湾運送事業法に基づく船舶からの陸揚げ、積込み及び上屋、野積場における保管
陸運業	貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法に基づく陸上輸送
海運業	内航海運業法に基づく内航海上輸送
梱包業	各種プラント、大型機械類の梱包業務
その他	通関業、自動車分解整備業、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業、不動産賃貸業、損害保険代理業

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市西区	因 島 事 業 所	広 島 県 尾 道 市
堺 事 業 所	大阪府堺市西区	長 洲 事 業 所	熊 本 県 玉 名 郡 長 洲 町
鶴 町 事 業 所	大阪府大阪市大正区	有 明 事 業 所	熊 本 県 玉 名 郡 長 洲 町
日 立 堺 事 業 所	大阪府堺市西区	スチールセンター事業所	熊 本 県 玉 名 郡 長 洲 町
舞 鶴 事 業 所	京 都 府 舞 鶴 市	関 東 事 業 所	茨 城 県 ひ た ち な か 市
向 島 事 業 所	広 島 県 尾 道 市	ヤ ン ゴ ン 支 店	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市

- (注) 1. 平成26年9月1日付でヤンゴン支店を開設いたしました。
2. 平成26年12月31日付で東北連絡事務所を閉鎖し、その業務は本社営業部並びに中国事業部へ移管いたしました。

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減数
303名	3名減

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	932,800 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	591,368
株 式 会 社 広 島 銀 行	428,500

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,500,000株

(3) 株主数 1,149名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 立 造 船 株 式 会 社	4,357 千株	41.7 %
有 限 会 社 山 広 運 輸 興 業	743	7.1
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	527	5.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	515	4.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	248	2.4
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	199	1.9
山 崎 商 事 株 式 会 社	153	1.5
オ ー ナ ミ 従 業 員 持 株 会	150	1.4
佐 々 木 常 久	110	1.1
佐 々 木 道 子	105	1.0

(注) 持株比率は、自己株式数43,289株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	清 水 正次郎	欧那美国際貨運代理（上海）有限公司 董事長
常務取締役	山 本 学	総務部長 兼 経営企画 兼 安全 担当
取 締 役	升 本 昭	日立造船株式会社 調達本部管理部長
取 締 役	寺 本 良 弘	関西事業部長
取 締 役	村 上 保	中国事業部長 兼 株式会社オーナミスBS 代表取締役社長
取 締 役	奥 村 功	輸出入事業部長
取 締 役	吉 永 正 克	本社営業部長
取 締 役	藤 本 博 己	九州事業部長
監査役（常勤）	山 崎 和 雄	
監 査 役	織 田 哲 朗	日立造船株式会社 関連企業部長
監 査 役	山 岡 治	
監 査 役	杉 谷 文 明	弁護士

(注1) 当事業年度中の取締役の異動

- 平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会において、升本 昭氏、藤本博己氏の両名は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- 平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、取締役 木村 悟氏は任期満了により退任いたしました。
- 平成26年12月31日付の東北連絡事務所閉鎖に伴い取締役 吉永正克氏は東北連絡事務所長の兼務を解かれました。

(注2) 当事業年度中の監査役の異動

- 平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会において、山崎和雄氏、織田哲朗氏の両名は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、山崎和雄氏は、同株主総会終結後、監査役会の決議により、常勤監査役に選定され、就任いたしました。
- 平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、監査役 宮崎 寛氏、田中邦彦氏の両名は、辞任によりそれぞれ退任いたしました。

(注3) 事業年度末日後の平成27年4月1日付の組織変更に伴い常務取締役 山本 学氏は総務部長兼経営企画兼安全担当から業務監査室長に、取締役 寺本良弘氏は関西事業部長から運輸事業部長兼大浪陸運株式会社代表取締役社長に、それぞれ異動となりました。また、取締役 藤本博己氏は九州事業部長から九州事業部長兼長洲事業所長の兼職となりました。

(注4) 取締役 升本 昭氏は、社外取締役であります。

- (注5) 監査役 織田哲朗氏は、事業年度末日後の平成27年4月1日付の組織変更に伴い日立造船株式会社関連企業部長から同社企画管理本部関連企業部長に就任いたしました。
- (注6) 常勤監査役 山崎和雄氏、監査役 織田哲朗氏、杉谷文明氏は、社外監査役であります。
- (注7) 常勤監査役 山崎和雄氏は日立造船株式会社にて経理及び監査業務に、監査役 織田哲朗氏は、同社にて経理及び管理業務に、それぞれ長年従事し、同業務に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 山岡 治氏は当社の経理関係部門にて、長年従事し、同業務に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 杉谷文明氏は、弁護士としての幅広い見識に基づき、企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7名	58,165千円（うち社外一名 一千円）
監 査 役	4名	13,693千円（うち社外3名 10,240千円）

- (注) 1. 監査役の人数には、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役1名（社外監査役）が含まれております。
2. 上記、取締役及び監査役の人数の他、無報酬の取締役2名（社外取締役）、無報酬の監査役2名（社外監査役）がそれぞれ存在しております。
3. 報酬等の総額には役員賞与引当金当期計上分13,150千円（取締役11,150千円、監査役2,000千円）を含めております。
4. 報酬等の総額には役員退職慰労引当金当期計上分13,880千円（取締役12,850千円、監査役1,030千円）を含めております。
5. 上記の他、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役1名に対し、退職慰労金支給額7,650千円を支給しております。なお、この金額には、当事業年度において開示した役員退職慰労引当金からの増加額1,000千円が含まれております。
6. 取締役報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）53,496千円を含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先の状況と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	関 係
取 締 役	升 本 昭	日立造船株式会社 調達本部管理部長	親会社
常勤監査役	山 崎 和 雄	—	—
監 査 役	織 田 哲 朗	日立造船株式会社 関連企業部長	親会社
監 査 役	杉 谷 文 明	弁護士	—

(注) 当社と日立造船株式会社との取引関係は、前記1. (6)「重要な親会社及び子会社の状況」の①「親会社の状況」(注)3.に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	升 本 昭	同氏取締役就任後の当事業年度中に開催した11回の取締役会のうち合計10回出席し、公正な意見の表明を行いました。
常勤監査役	山 崎 和 雄	同氏監査役就任後の当事業年度中に開催した11回の取締役会のうち合計11回出席し、公正な意見の表明を行いました。 また、同氏監査役就任後の当事業年度中に開催した7回の監査役会のうち合計7回出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
監 査 役	織 田 哲 朗	同氏監査役就任後の当事業年度中に開催した11回の取締役会のうち合計11回出席し、公正な意見の表明を行いました。 また、同氏監査役就任後の当事業年度中に開催した7回の監査役会のうち合計7回出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
監 査 役	杉 谷 文 明	当事業年度中に開催した15回の取締役会のうち合計15回出席し、公正な意見の表明を行いました。 また、当事業年度中に開催した9回の監査役会のうち合計9回出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

- (注) 1. 杉谷文明氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を平成26年9月1日付で締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の合計額	17,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると、監査役会が認めた場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更を必要と認めた場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する当社取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、社会的責任に対する基本的姿勢を示すとともに、法令・企業倫理を尊重した企業経営を実践すべく、経営理念・経営姿勢・行動規範・倫理行動憲章を全役職員に周知徹底する。
- ②コンプライアンス経営の推進のための部門横断的な組織として、コンプライアンス委員会を設置し、企業活動のあらゆる面における法令・企業倫理遵守に係る調査・検証、指導・監督活動その他コンプライアンスに係る諸施策を実施する。
- ③監視部門への相談・通報を可能とする内部通報制度を設置することにより、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図る。また、その実効性を確保するため、匿名での相談・通報を可能とするとともに、通報者に対する不利益取扱いの禁止、法令・企業倫理違反行為を感知した場合の相談・通報義務その他本制度の運用に係る規程を整備し、周知徹底を図る。
- ④当社は、倫理行動憲章において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かう旨を明確にし、断固たる態度で当該勢力を排除、遮断する。社内窓口としては、総務部門がこれを担当しており、情報の一元管理、外部機関等とも連携しながら、関係部門と協議のうえ、組織的に対応する。
- ⑤金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、内部監査担当部門において、財務報告書の作成過程において虚偽記載及び誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
- ⑥内部監査担当部門は、コンプライアンス委員会と連携し、各部門におけるコンプライアンスの状況を監査し、これを定期的に取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程、職制表において、それぞれの責任、執行手続の詳細について定める。
- ③複数年にわたる中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとし、各取締役は、担当業務における具体的な施策及び効率的な業務執行体制を整備し、その執行状況を取締役に報告する。
また、各事業部長が月1回主催する事業部会議に社長及び監査役が出席し、各事業部門より業績、改善策を報告させ、具体的施策を実施する。
- ④情報セキュリティが確保されたIT環境を整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達により業務の効率化を図る。
- ⑤内部監査担当部門は、各部門における事業運営が、法令、定款その他の社内諸規程に則って、効率的に実施されているかを監査し、これを定期的に取締役会に報告する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定、職務執行に係る情報等を文書に適正に記録し、法令、定款及び当社の定める「文書取扱規程」に基づき、適正に保存、管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①事業活動に伴う全社的なリスク（財務、法務、環境、品質、情報セキュリティ、安全衛生、災害等）については、取締役会で重要事項の審議を行い、実質的に当社のリスク管理会議の役割を担わせ運営する。なお、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

②内部監査担当部門は、各部門におけるリスク管理状況の把握に努めるとともに、その実効性と妥当性を監査し、これを定期的に取締役会に報告する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社の定める経営理念・経営姿勢・行動規範・倫理行動憲章については、グループ会社の役職員にもこれを周知徹底する。

②子会社に対し、取締役、監査役を派遣することにより、業務の適正を監督・監視する体制を構築し、グループ経営のもとで、ガバナンス機能の強化を図る。

③子会社を管理する主管部門を定め、総務部と主管部門が「関係会社管理要領」に基づき、子会社の重要事項に対する事前承認及び月次決算や定期的な報告等により、職務執行の適正性を監視する。

④当社の内部通報制度については、グループ会社の役職員も利用対象者に含めるものとする。

⑤当社の内部監査担当部門が実施する内部監査は、当社グループ会社もその対象とし、監査の要領については、当社の内部監査に係る規程を準用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役より要請がある場合は、監査役の職務を補助するスタッフを配置する。

②当該スタッフの任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該スタッフの取締役からの独立性を確保する。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び職員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にすみやかに報告する。
 - ②監査役は取締役会等の重要会議への出席により職務執行に係る重要事項、リスク管理上の重要事項、コンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ③監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または職員に対しその説明を求めることができる。
 - ④監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じて取締役、職員も含め連絡会を開催し、報告を受けることができる。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、企業基盤の強化を図りながら収益力を強化させ、株主の皆さまへの利益還元することを経営の重要課題の一つとして位置付けております。利益還元につきましては、毎期の業績、中長期の収益動向、将来の成長戦略投資に必要な内部留保の確保等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当金につきましては、平成27年5月11日開催の取締役会において1株当たり普通配当金7円50銭に記念配当金2円50銭を加え期末配当金10円と決議いたしました。なお、諸般の状況を勘案し、中間配当を見送らせていただきました。

(ご参考) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,788,772	流動負債	2,958,149
現金及び預金	1,046,363	支払手形及び買掛金	698,010
受取手形及び売掛金	2,157,422	短期借入金	1,290,000
電子記録債権	94,373	1年内返済予定の長期借入金	242,164
有価証券	1,448	未払法人税等	154,469
繰延税金資産	91,930	賞与引当金	221,041
その他	400,609	役員賞与引当金	13,150
貸倒引当金	△ 3,375	その他	339,314
固定資産	6,666,177	固定負債	2,287,660
有形固定資産	6,415,815	長期借入金	870,504
建物及び構築物	1,353,770	繰延税金負債	138,888
機械装置及び運搬具	685,831	退職給付に係る負債	850,662
土地	4,047,092	役員退職慰労引当金	64,310
その他	329,121	特別修繕引当金	68,150
無形固定資産	35,636	その他	295,144
その他	35,636	負債合計	5,245,809
投資その他の資産	214,725	(純資産の部)	
投資有価証券	140,678	株主資本	5,241,407
その他	78,622	資本金	525,000
貸倒引当金	△ 4,575	資本剰余金	112,420
資産合計	10,454,949	利益剰余金	4,612,217
		自己株式	△ 8,231
		その他の包括利益累計額合計	△ 63,185
		その他有価証券評価差額金	39,644
		為替換算調整勘定	11,018
		退職給付に係る調整累計額	△113,848
		少数株主持分	30,917
		純資産合計	5,209,139
		負債純資産合計	10,454,949

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円 千円
営 業 収 入	10,116,389
営 業 原 価	8,098,469
営 業 総 利 益	2,017,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,504,391
営 業 利 益	513,528
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,750
そ の 他	37,883 40,634
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	22,279
そ の 他	11,542 33,821
経 常 利 益	520,341
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	520,341
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	232,656
法 人 税 等 調 整 額	△ 51,856 180,799
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	339,542
少 数 株 主 利 益	2,897
当 期 純 利 益	336,644

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,534,317	流動負債	2,829,366
現金及び預金	887,371	支払手形	156,806
受取手形	289,204	買掛金	526,702
電子記録債権	92,973	短期借入金	1,290,000
売掛金	1,820,546	1年内返済予定の長期借入金	242,164
有価証券	1,448	リース負債	75,113
未収入金	185,122	未払金	5,516
原材料及び貯蔵品	26,463	未払法人税等	150,623
前払費用	31,292	未払消費税等	56,586
繰延税金資産	78,863	未払費用	57,712
その他の	124,032	預り金	11,133
貸倒引当金	△ 3,000	未成業務受入金	46,377
固定資産	6,630,590	賞与引当金	197,480
有形固定資産	6,271,566	役員賞与引当金	13,150
建物	1,276,865	固定負債	2,125,969
構築物	73,663	長期借入金	870,504
機械装置	182,273	リース負債	205,175
船舶	408,598	繰延税金負債	193,007
車両運搬具	6,978	退職給付引当金	682,695
工具・器具・備品	18,603	役員退職慰労引当金	57,720
土地	4,047,092	特別修繕引当金	68,150
リース資産	257,491	受入保証金	24,510
無形固定資産	34,621	資産除去債	24,207
借地権	15,102	負債合計	4,955,336
リース資産	9,916	(純資産の部)	
その他の	9,602	株主資本	5,169,927
投資その他の資産	324,402	資本金	525,000
関係会社株式	64,367	資本剰余金	112,420
関係会社出資金	52,569	資本準備金	112,420
投資有価証券	140,678	利益剰余金	4,540,738
その他の	71,363	利益準備金	131,250
貸倒引当金	△ 4,575	その他の利益剰余金	4,409,488
資産合計	10,164,908	固定資産圧縮積立金	944,307
		別途積立金	1,046,920
		繰越利益剰余金	2,418,261
		自己株式	△ 8,231
		評価・換算差額等	39,644
		その他有価証券評価差額金	39,644
		純資産合計	5,209,572
		負債純資産合計	10,164,908

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社オーナミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 英 明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーナミの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーナミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社オーナミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 英 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーナミの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務の分担等）を定め、定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務の分担等）に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査し確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社オーナミ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山崎 和 雄 ⑩

監査役（社外監査役） 織田 哲 朗 ⑩

監査役 山岡 治 ⑩

監査役（社外監査役） 杉谷 文 明 ⑩

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条(取締役の責任免除)及び第39条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第30条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第30条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	第4章 取締役および取締役会 第30条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="199 120 543 144">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="131 183 413 207">第39条（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="199 216 612 555"> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 </p>	<p data-bbox="715 120 1059 144">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="643 183 926 207">第39条（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="711 216 1125 555"> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 </p>

第2号議案 取締役8名選任の件

当社の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	しみず まさじろう 清水 正次郎 (昭和26年8月13日生)	昭和49年11月 日立造船株式会社入社 昭和51年11月 同社陸機事業本部管理本部 平成元年4月 同社プラント事業本部 プラント統括部プロジェクト部 平成10年9月 同社プラント事業本部 エンジニアリング統括部調達部 平成15年4月 同社機械・エンジニアリング事業本部エネルギー・プラント事業部技術部長 平成17年1月 同社エネルギー・プラント事業本部エンジニアリング統括本部調達部長 平成17年12月 同社技術統括部長 平成19年6月 同社調達部長 平成19年6月 当社取締役 平成22年4月 日立造船株式会社執行役員調達部長 平成22年6月 当社取締役退任 平成23年5月 日立造船株式会社執行役員調達部長退任 平成23年6月 当社顧問 平成23年6月 当社代表取締役社長（現在） 平成24年4月 欧那美国際貨運代理（上海）有限公司董事長 現在に至る (重要な兼職の状況) 欧那美国際貨運代理（上海）有限公司 董事長	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	てらもとよしひろ 寺本良弘 (昭和29年5月12日生)	昭和59年4月 当社入社 平成6年7月 当社九州事業部有明事業所長 平成16年4月 当社九州事業部副事業部長 平成17年6月 当社九州事業部長 平成17年7月 当社取締役待遇九州事業部長 平成19年6月 当社取締役九州事業部長 平成24年1月 当社取締役九州事業部長 兼九州支社長 平成24年4月 当社取締役九州事業部長 平成24年7月 当社取締役運輸事業部長 平成25年4月 当社取締役関西事業部長 平成27年4月 当社取締役運輸事業部長 兼大浪陸運株式会社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 大浪陸運株式会社 代表取締役社長	10,000株
3	ますもとあきら 升本昭 (昭和33年12月29日生)	昭和56年4月 日立造船株式会社入社 平成17年6月 同社調達統括部管理セクションリーダー 平成18年4月 同社調達部管理グループ長 平成20年7月 同社参事 平成21年4月 同社調達部精密機械グループ長 平成24年4月 同社調達本部調達部長 平成26年4月 同社調達本部管理部長 (現在) 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日立造船株式会社 調達本部管理部長	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	むら かみ たもつ 村 上 保 (昭和30年12月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成9年5月 当社中国事業部向島事業所長 平成17年7月 当社取締役待遇 中国事業部向島事業所長 平成21年6月 当社取締役中国事業部副事業部長 平成22年6月 当社取締役中国事業部長（現在） 平成24年4月 株式会社オーナミＳＢＳ 代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社オーナミＳＢＳ 代表取締役社長	10,000株
5	おく むら いさお 奥 村 功 (昭和28年9月19日生)	昭和57年4月 日立造船エンジニアリング株式会社 入社（平成6年7月株式会社エイチ イーシーに社名変更） 平成5年6月 同社総務本部調達部 輸送グループリーダー 平成8年4月 同社輸出管理室長 平成12年4月 当社出向 営業本部輸出入部 営業2グループ部長 平成14年10月 当社転籍 平成20年7月 当社取締役待遇 平成22年4月 当社輸出入事業部輸出入部長 兼上海駐在員事務所首席代表 平成22年6月 当社輸出入事業部長兼輸出入部長 兼上海駐在員事務所首席代表 平成22年10月 当社輸出入事業部長 兼上海駐在員事務所首席代表 平成24年4月 当社輸出入事業部長 平成24年6月 当社取締役輸出入事業部長 現在に至る	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	ふじ もと ひろ み 藤 本 博 己 (昭和34年9月15日生)	昭和55年5月 当社入社 九州支社長洲出張所 昭和63年4月 当社経理部会計課 平成5年7月 当社九州事業部熊本営業所 平成11年5月 大浪陸運株式会社肥後事業所長 平成18年8月 当社九州事業部スチールセンター事 業所長 平成24年4月 当社九州事業部長洲事業所長 平成24年7月 当社取締役待遇 九州事業部長 平成26年6月 当社取締役九州事業部長 平成27年4月 当社取締役九州事業部長兼長洲事業 所長 現在に至る	6,000株
7	※ ご とう やすし 五 島 康 (昭和35年2月19日生)	昭和57年4月 当社入社 工事部工事課 平成19年12月 当社関西事業部日立堺事業所長 平成23年4月 当社関西事業部堺事業所長 平成25年7月 当社取締役待遇 関西事業部堺事業所長 平成26年7月 当社関西事業部堺事業所長兼倉庫営 業課長 平成27年4月 当社関西事業部長 現在に至る	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	※ <small>か のう しゅう いち</small> 嘉納秀一 (昭和23年8月13日生)	昭和48年8月 丸紅株式会社入社 昭和52年4月 三宝電機株式会社入社 昭和52年12月 同社取締役 昭和59年12月 同社常務取締役 昭和63年5月 同社専務取締役 平成元年1月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 三宝電機株式会社 代表取締役社長	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役候補者 升本 昭氏とは会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を平成26年9月1日付で締結いたしました。また、同氏の選任が承認された場合は、業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で引き続き同様の契約を締結する予定であります。
3. 嘉納秀一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 嘉納秀一氏は、長年にわたり三宝電機株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者となりました。
5. 社外取締役候補者 嘉納秀一氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を、同氏との間で締結する予定であります。
6. 社外取締役候補者 嘉納秀一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. ※は、新任候補者であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

当社の監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やま ざき かず お 山 崎 和 雄 (昭和27年9月1日生)	昭和50年4月 日立造船株式会社入社 昭和62年7月 同社経理部 平成4年1月 同社船舶・防衛事業本部神奈川工場 総務部経理課長 平成5年12月 同社船舶・防衛事業本部舞鶴工場総 務部<経理> 平成11年6月 同社経理部 平成14年5月 同社関連企業部 平成17年5月 同社経営企画部関連企業グループ長 平成18年10月 同社監査室長 平成22年7月 同社理事 平成26年5月 同社監査室 平成26年6月 当社常勤監査役 現在に至る	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	おだてつろう 織田 哲朗 (昭和34年10月10日生)	昭和57年4月 日立造船株式会社入社 昭和61年7月 同社管理本部東京支社経理部 昭和62年4月 同社経理本部経理部 平成14年12月 同社環境・プラント事業本部管理部 セクションリーダー 平成17年12月 同社営業本部営業企画グループ長 平成20年4月 同社営業企画室管理グループ長兼戦 略企画グループ長 平成23年7月 同社理事 平成24年4月 同社事業企画本部管理部長 平成26年4月 同社関連企業部長 平成26年6月 当社監査役(現在) 平成27年4月 日立造船株式会社企画管理本部関連 企業部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 日立造船株式会社 企画管理本部関連企業部長	—
3	やま おか おさむ 山岡 治 (昭和25年2月3日生)	昭和47年4月 日立造船株式会社入社 昭和52年12月 日立造船情報システム株式会社出向 平成4年6月 日立造船コンピュータ株式会社 取締役第2システム開発部長 平成11年4月 日立造船情報システム株式会社 ソリューション事業本部ERPソリ ューション部長 平成13年5月 当社転籍 経理部経理主任部員 平成14年4月 当社経理部情報システム課長 平成20年7月 当社情報企画部長 兼情報システム課長 平成22年6月 当社業務監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役 平成26年6月 当社監査役 現在に至る	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	すぎ たに ふみ あき 杉 谷 文 明 (昭和38年12月20日生)	平成22年9月 司法試験合格 平成22年11月 司法修習生受命 平成23年12月 司法修習終了 平成24年1月 弁護士登録 杉谷法律事務所入所（現在） 平成25年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山崎和雄氏、杉谷文明氏の両名は、社外監査役候補者であります。
3. 山崎和雄氏は、当社親会社である日立造船株式会社において経理及び監査業務に長年従事し、同業務に関する相当程度の知見を有しており、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。
4. 杉谷文明氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての幅広い見識に基づき、企業法務全般に関する高度な専門的知見を有することから、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。
5. 当社は、監査役候補者 山崎和雄氏、杉谷文明氏の両名と会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を平成26年9月1日付で締結いたしました。各氏の選任が承認された場合は、引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査役候補者 織田哲朗氏と会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を平成26年9月1日付で締結いたしました。同氏の選任が承認された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、監査役候補者 山岡 治氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として締結する予定であります。
8. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数は次のとおりであります。
- (1) 山崎和雄氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
- (2) 杉谷文明氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
9. 社外監査役候補者 杉谷文明氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当社の役員賞与につきましては、当期の業績並びに過去の役員賞与支給額、その他諸般の事情を勘案し、期末時の取締役7名（社外取締役1名を除く）及び監査役1名（非常勤監査役3名を除く）に対し、役員賞与13,450,000円（うち監査役賞与2,100,000円）を支給いたしたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 山本 学氏、吉永正克氏の両名に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やま もと まなぶ 山 本 学	平成20年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役 現在に至る
よし なが まさ かつ 吉 永 正 克	平成25年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

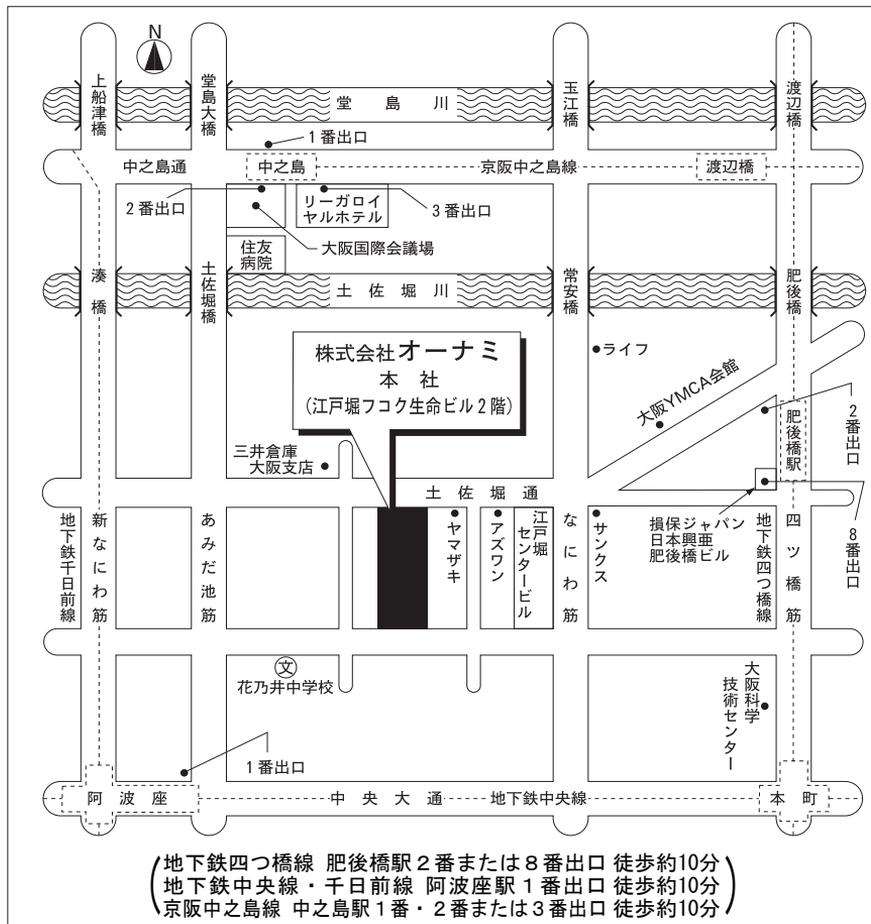
—メモ—

第91回定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区江戸堀 2 丁目 6 番33号

(江戸堀フコク生命ビル 2 階)

当社本社 大会議室



(ご照会先) 株式会社オーナミ 総務部

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 2 丁目 6 番33号

電話 (06)6445-0073(代表)